

意見書（案）第40号

年収130万円を超えて働く場合の手取り減を給付で埋める制度の創設
を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月20日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三鷹市議会議員 | おばた 和 仁 |
| 賛成者 | 〃 | 岩 見 大 三 |
| 〃 | 〃 | 高 谷 真一朗 |
| 〃 | 〃 | 谷 口 敏 也 |

年収130万円を超えて働く場合の手取り減を給付で埋める制度の創設 を求める意見書

税金や社会保険料の負担が発生する年収の壁には様々な種類があるが、社会保険料の場合は、基準を超える前と比べて手取りが大きく減る。そのうち106万円の壁は、それを超えると厚生年金、健康保険の保険料負担で手取りが減るものの、事業主負担があるため、本人の負担は相対的に低くなることに加え、将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがある。一方で、130万円の壁を超えて支払う国民年金、国民健康保険の保険料は、事業主負担がないため、本人の負担が相対的に大きいことに加え、保険料を支払っても将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがない。そのため、年収の壁の中で130万円が最も深刻なものである。

政府は一時的に年収が130万円以上となる場合に、一時的な収入変動である旨の事業主の証明で迅速な被扶養者認定を可能とする対策を行っているが、130万円の壁の深刻さを踏まえれば、新たな制度で対応することが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、130万円の壁で働き控えをしている人が壁を感じずに働けるようにするため、下記の事項を速やかに実行するよう強く求める。

記

- 1 年収130万円を超えて働く場合の手取り収入の減少を埋めるための給付金を支給する制度を創設すること。
- 2 当該制度は、年収が130万円を上回って200万円に達するまでの間、年収の増加に伴って徐々に金額を減らしながら給付金を支給する設計とすること。
- 3 当該制度は、第3号被保険者制度の見直しや厚生年金、健康保険のさらなる適用拡大等の抜本的改革を行うまでの当分の間の措置とし、抜本的改革にも取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月20日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明